## 上川中部定住自立圏共生ビジョン懇談会の会議ルール (案)

## 1 会議の公開

会議については、公開とする。

# 2 会議開催の事前公表

会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

#### 3 会議の傍聴等

傍聴者の定員は5名程度とし、会議の都度、会場等を勘案し事務局で定める。 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。 また、傍聴ルールを次のとおりとする。

#### 傍聴ルール

- 1 会議場への入場の際、受付簿にお名前などを記入してください。
- 2 会議は、静かに傍聴してください。
- 4 ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを掲げるなど、示威的行動はしないでください。
- 5 会議場において、許可なく撮影、録音その他これに類する行為をしないでください。
- 6 このほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

#### 4 会議資料の提供

配付または閲覧の方法により、傍聴者に対し会議資料を提供する。

### 5 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、内容については、座長の確認を得た後、これを公表する。

### 6 会議録の公表

会議録については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

# 7 委員名簿

委員名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。